

令和8年2月農業委員会議事録

開催日時：令和8年2月10日（火）午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：山内秀一、田端雅充

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、森嶋秀利委員、高松耕生委員を指名する。

4. 議事

- (1) 報告第22号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第23号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第41号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第42号 農地法第4条の許可申請について
- (5) 議案第43号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第44号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

5. その他

6. 閉会

○報告第 22 号 農地法第 18 条の合意解約について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 22 号農地法第 18 条の規定による通知が 4 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 1 ページになります。報告第 22 号農地法第 18 条第 6 項による届出を 4 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 2 ページになります。届出番号 2 番です。所在は下六嘉地区。農振地域外の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更ための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 3 ページになります。届出番号 3 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 4 ページになります。届出番号 4 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第 23 号 農地法第 3 条の届出について

(議長) 続きまして、報告第 23 号農地法第 3 条の規定による届出が 3 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 5 ページになります。報告第 23 号農地法第 3 条の規定による届出を 3 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は北甘木及び上六嘉地区。地目については田が 4 筆、畑が 1 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は 6 ページになります。届出番号 2 番です。所在は上六嘉地区。地目については田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は 7 ページになります。届出番号 3 番です。所在は北甘木地区。地目については田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました 3 件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第 41 号 農地法第 3 条の許可申請について

(議長) 続きまして、報告第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請が 1 件ございます。申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 8 ページになります。申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振地域外の田が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。貸主と借主については記載のとおりです。申請事由につきましては賃貸借権の設定となっております。期間は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日となっております。9 ページに申請地の位置図、10 ページに現地の写真を載せております。11 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の

調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第 42 号 農地法第 4 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 42 号農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件ございます。申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 12 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畠が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。申請人については記載のとおりです。申請事由は貸駐車場となります。13 ページに位置図、14 ページに区割予定図を載せております。雨水につきましては隣接水路への排水となります。15 ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いします。

(福永委員) 2 月 3 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第 2 種農地になると思われます。また申請地は休耕地となっており、耕作はされておりませんでした。貸駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は 16 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第 2 種農地であり、目的については貸駐車場になります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は確実、また、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第 43 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 43 号農地法第 5 条の規定による許可申請が 2 件ございます。申請番号 1 番と 2 番については、関連がありますので、事務局より一括して説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 17 ページになります。申請番号 1 番です。所在は北甘木地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆、畑が 1 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は資材置場となります。次に 18 ページをご覧ください。申請番号 2 番です。所在は北甘木地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は資材置場となります。19 ページに位置図、20 ページに配置図・排水計画図を載せております。雨水については自然浸透及び雨水浸透枠設置による地下浸透となります。21 ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります森嶋委員から報告をお願いします。

(森嶋委員) 2月2日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。また申請地は休耕地となっており、耕作はされておりませんでした。資材置場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は22ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については資材置場になります。農地区分と転用目的は適当、計画面積の妥当性も適当、また、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第44号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第44号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が64件ございます。

全ての案件につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 23 ページからになります。議案第 44 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 64 件ございます。本件は、筆数で 458 筆であり、その明細は 24 ページから 31 ページのとおりです。これらを、申請番号ごとに集計したものが、別紙の「申請番号別集計一覧表」になります。なお、件数は、受け人、権利種別、渡し人の契約期間ごとに付番されているため、64 件となっております。

それでは、「申請番号別集計一覧表」をご覧ください。こちらは、申請番号順となっております。左から、申請番号、受け人、所在、筆数、合計面積、権利種別、渡し人との契約期間の順に記載しております。契約年数については、所有者・機関間では 10 年又は 5 年、機関・受け手間ではいずれも 5 年となっていますので、契約の始期は令和 8 年 3 月 1 日、終期は令和 13 年 2 月 28 日となり、公告予定日は令和 8 年 2 月 27 日です。転貸人は熊本県農業公社となります。位置図は、省略させていただいております。なお、筆ごとの渡し人、面積、権利種別等については、別紙をご参照ください。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、64 件の案件については、承認・可決といたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は 3 月 10 日、火曜日の 9 時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和8年2月10日

会長 下田 司

委員 森嶋秀利

委員 高松耕生